

魚津市告示第18号

令和6年能登半島地震による市税の申告、納付等の期限の延長
について

魚津市税条例（昭和37年条例第1号。以下「条例」という。）第6条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事務所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、条例第11条第1項の規定により同項第1号の者に対して課する市民税の均等割額及び所得割額並びに同項第2号の者に対して課する市民税の均等割額、条例第42条第1項の規定により課する固定資産税並びに条例第67条第1項の規定により課する軽自動車税の種別割及び条例第68条の6第1項の規定により申告納付することとされている軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

令和6年2月5日

魚津市長 村椿 晃

指定地域
富山県 石川県